

業務課からのお知らせ

1. ゴールデンウィークの事務の取扱いについて

当健康保険組合のゴールデンウィークの事務取扱いにつきまして、以下のとおりとさせていただきますのでお知らせいたします。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

①ゴールデンウィーク期間営業日

令和6年4月30日（火）、令和6年5月2日（木）

※ゴールデンウィークについては、令和6年4月27日（土）～令和6年5月6日（月）を期間としています。（令和6年5月1日（水）は、健康保険組合設立記念日のため休業となります）

②適用関係書類（資格取得届・資格喪失届等）の取扱いについて

●令和6年5月7日（火）午前までに受付【健保到着】しました書類については、令和6年4月分保険料計算として処理し、決定通知書等を事業所担当者様へ送付致します。

※添付書類の不備等があった場合は、この限りではありません。

●令和6年5月7日（火）午後以降に受付【健保到着】しました書類については、令和6年5月分保険料計算として処理し、決定通知書等を事業所担当者様へ送付致します。

2. 【令和6年度版】社会保険実務の手引きの送付について

当健康保険組合の『社会保険実務の手引き』の送付について、法改正・届出提出方法・記入方法などの記載内容から、事務処理時にお役立ていただけるよう、昨年より毎年年度開始時期（4月）に変更させていただいております。

なお、算定基礎事務処理説明会資料につきましては、別途資料を送付させていただきます。

3. 住所の取扱いについて

令和5年12月8日に法律改正され、健康保険組合に届出する住所につきましては、住民票上の住所の記載が必須となりました。

また、健康保険組合では、健康診断のご案内など加入者へ郵便物を送付することがあるため、居所住所の管理も必要となっており、現在システムで本格的に運用開始しております。

健康診断のご案内などを加入者へお送りした際、住所相違により返送される事案が散見しております。

今後は「健康保険被保険者資格取得届」、または「健康保険被保険者・被扶養者住所変更（訂正）届」につきましては、同封しました新様式をご利用いただき、居所住所が住民票上の住所と異なる場合には必ずどちらもご記入ください。

また、旧様式での届出で居所住所が住民票上の住所と異なる場合には、必ず備考欄等にご記入ください。

住所欄へのご記入が一つの場合は、すべて住民票上の住所としての取り扱いとさせていただきますので、協力いただきますようよろしくお願いいたします。